

# 今井政之顕彰施設に関する展示等基本計画策定業務 仕様書

## 1 業務名称

今井政之顕彰施設に関する展示等基本計画策定業務

## 2 業務の目的

本市では、作品の本体に異なる色合いの土を埋め込んで模様を作り出す、面象嵌を取り込んだ第一人者で本市の名誉市民でもある陶藝家故今井政之氏の功績を広く伝えることを目的とする顕彰施設を整備することとしている。

本業務は、令和7年5月に策定した「竹原市今井政之顕彰施設基本構想」（以下、「基本構想という」）をもとに、今井政之顕彰施設の整備に向けて、現状と課題、基本理念、求められる機能など、設計の前提となる基本的な考え方を整理した上で、今井政之顕彰施設基本設計業務の発注に向けた基本計画を策定することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日までとする。

## 4 業務対象区域

竹原市内

## 5 業務内容

### (1) 事業活動計画

基本構想に掲げる基本理念を実現するために、基本構想の事業計画（案）を参考に次に掲げる内容を盛り込んだ事業活動計画を取りまとめる。

- ① 事業コンセプトの決定
- ② 事業活動メニューの検討
- ③ 広報・PR活動の検討
- ④ 市民参画活動の検討
- ⑤ 収蔵計画の検討

### (2) 展示基本計画

展示における基本的な考え方を整理し、展示構成、テーマ、手法等について具体的に検討し、展示設計の基本となる方針を提示する。

- ① 展示構成等の検討  
展示構成、テーマ、手法等を具体的に検討する。
- ② 展示配置計画の検討  
空間構成や来館者の動線の検討を行い、展示配置計画を取りまとめる。
- ③ 展示設備、装置、什器等の設計方針の検討

展示配置計画に基づき、展示設備、装置、什器等の設計方針を検討する。

④ 配置・平面計画等のイメージスケッチ作成

展示配置計画、平面計画、立体イメージ等を作成するとともに、展示空間のイメージスケッチを作成する。

(3) 附帯設備計画

基本構想に掲げる体験機能、学習機能、交流機能を実現するために必要となる附帯設備、配置等を提示する。ただし、これらの機能の全て又は一部について、市内既存設備等で実現できる提示も可とする。

① 附帯設備の検討

附帯設備の構成、テーマ、手法等を具体的に検討する。

市内既存設備等で実現できる提示をする場合は提案書を作成する。

(4) 施設基本計画

施設建設における基本的な考え方を整理し、必要な施設機能や規模、空間配置及び動線等について具体的に検討し、建築設計の基本となる方針を提示する。

① 施設の機能、構成の検討

② 施設ゾーニング、諸室配置計画、平面計画の検討

③ 資料保管、保存に係る計画の検討

④ 収蔵庫の規模及び設備の検討

(5) 敷地利用計画

施設整備予定地について、市民の利便性、防災対策、法的条件、景観、敷地面積、形状、高差、周辺への影響、他の公共機関との連携等について検討する。

① 建設予定地の特性、建築関連諸法令等についての調査及び検討

② 施設外構の方針検討

③ 駐車場の方針検討

(6) 整備スケジュールの検討及び概算費用の算出

① 概算費用の算出

設計費用、整備費用の概算額を算出する。

② 整備スケジュールの検討

設計から建設工事及び展示コンテンツの制作及び設置工事等の整備工程について取りまとめる。

(7) 管理運営計画

上記(1)～(6)を踏まえ、運営に必要な形態、組織、人員構成、開館時間、利用料金等について検討する。

(8) 基本計画策定委員会の運営支援

有識者や関係者等による基本計画策定委員会を実施するための支援を行う。

- ① 基本計画策定委員会は3回程度の実施とする。
- ② 開催場所は竹原市とする。
- ③ 基本計画策定委員会の開催ごとに会議資料及び議事録を作成する。

(9) 官民連携可能性調査との連携

施設の整備及び維持管理運営の可能性を検証するため、別途実施するサウンディング調査の結果を基本計画に反映させる。

(10) 基本計画の策定及び業務報告書の作成

上記(1)～(9)の検討結果などを取りまとめた基本計画書を策定するとともに、本業務の業務報告書を作成する。

(11) 打合せ

本業務遂行にあたって必要に応じて市と打合せを行い、迅速かつ適切な業務遂行に努めること。

6 業務計画及び工程表

- (1) 受注者は、本業務の着手にあたり、業務実施計画書及び工程表を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。
- (2) 受注者は、業務の各工程の進捗について、随時発注者に報告しなければならない。
- (3) 業務実施計画書及び工程表の内容を変更しようとする場合は、その都度、書面を提出し、委託者の承諾を受けなければならない。

7 成果物

本業務における成果品として、以下を提出する。

令和7年度は基本計画書素案を作成し提出する。

また、委託期間までに、全ての業務を終了し、次の成果品を提出する。

(1) 成果品

- ① 基本計画書 3部
- ② 基本計画書 概要版 3部
- ③ 打合せ議事録 1部
- ④ 業務報告書 1部
- ⑤ 電子成果品 1部

電子成果品は、CD-R等に格納したものとする。

8 著作権の帰属

受注者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定

める全ての権利を含む)は発注者に帰属するものとし、発注者はこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は発注者に対して著作権を行使しないものとするを原則とする。なお、制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受注者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

## 9 成果品納入場所

竹原市教育委員会 文化生涯学習課 生涯学習係  
〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号

## 10 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、発注者・受注者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

## 11 その他

### (1) 守秘義務事項

- ① 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- ② 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ③ ①、②の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (2) 業務にあたっての注意

- ① 受注者は本業務に関連する他業務との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力すること。
- ② 受注者は業務の詳細及び作業の範囲について、市と連絡を密にとり双方で十分な打合せを行い、業務目的を達成すること。
- ③ 関係諸機関の法令及び適用基準を遵守し、かつその指示に従うこと。

### (3) 支払条件

令和7年度支払額については、業務委託料の11分の3とする。